

東大和市ひきこもり実態調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

東大和市ひきこもり実態調査業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的

東大和市（以下「市」という。）における、ひきこもり状態にある人の生活状況及びニーズや課題を把握、分析し、今後のひきこもり支援施策の基礎資料とすることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「東大和市ひきこもり実態調査業務委託仕様書」（案）（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

(5) 履行場所

東大和市役所ほか

2 委託料上限額

5,280,000円以内（消費税および地方消費税を含む。）

※調査票の発送及び返信用封筒の受取りに係る郵便料については、市が負担する。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式による。

4 参加資格・条件

(1) 本プロポーザルに参加しようとする者は、応募書類提出時点において、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

① 市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当しないこと。

③ 東大和市指名競争入札参加有資格者指名停止措置基準に基づき、指名停止期間中でないこと。

④ 東大和市暴力団排除条例（平成24年条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者であると認められないこと及び東大和市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年訓令第29号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

⑤ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りとなったとき等をいう。ただし、市長が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。

⑥ プライバシーマークを有していること。

⑦ 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させることができるとともに、本業務を確実に遂行することができること。

(2) 応募書類提出時点において上記(1)の要件を満たしていた者が、契約締結までに要件を満たさなくなった場合には、その時点で参加資格を失う。

5 全体スケジュール ※下記スケジュールは、市の事情により変更する場合がある。

(1) 公募開始

令和5年8月28日(月)

(2) 質問受付期間

令和5年8月28日(月)～9月5日(火)

(3) 質問に対する回答(目途)

令和5年9月11日(月)までに順次回答

(4) 参加申込書・企画提案書等の提出期限

令和5年9月19日(火)午後5時まで

(5) 第一次審査(書類審査)

令和5年10月上旬

(6) 第一次審査の結果通知

令和5年10月上旬

(7) 第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

令和5年10月20日(金)

(8) 事業者の決定・通知

令和5年10月下旬

6 募集方法

(1) 公募開始年月日

令和5年8月28日(月)

(2) 配布書類

① 東大和市ひきこもり実態調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領

② 東大和市ひきこもり実態調査業務委託仕様書(案)

③ 提出書類の各様式

(3) 実施要領等の配布方法

印刷物での配布は行わないため、市公式ホームページからダウンロードすること。

市公式ホームページ URL : <https://www.city.higashiyamato.lg.jp>

7 質問及び質問に対する回答

本プロポーザルに関する質問は、次のとおり取り扱うものとする。

なお、受付期間後に提出された質問及び指定した方法以外で提出された質問は、受け付けない。

(1) 受付期間

令和5年8月28日(月)から9月5日(火)午後5時まで

(2) 提出方法等

質問書【第7号様式】に、質問箇所及び内容を分かりやすく記載し、「13 担当部署」へ電子メールにより提出すること。

※メール送信後、必ず電話により受信の確認をすること。

(3) 質問に対する回答

令和5年9月11日(月)を目途に、提出されたすべての質問とその回答をまとめて、市公式ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答をもって、本実施要領を追加補正したものとみなす。また、質問者の名称は公表しない。

8 参加申込書・企画提案書等の提出

(1) 受付期限 令和5年9月19日(火)午後5時まで

(2) 提出方法 窓口への持参

※午前9時から午後5時までに「13 担当部署」へ持参すること。

(3) 提出部数

① 正本：1部(代表者印押印のもの)

② 副本：7部(正本の写し。正本がカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること。また、副本は、事業者が特定される記述やロゴマーク等を削除すること。)

③ CD-R又はDVD-R：1枚(正本のデータを、PDF形式で保存したもの)

(4) 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者(以下「参加者」という。)は、別紙の様式及び任意様式により下記の提出書類を作成の上、インデックスを付け、A4判紙製のフラットファイルで提出すること。

① プロポーザル応募参加申込書【第1号様式】

② プロポーザル参加に係る必要書類の提出について【第2号様式】

③ 参加者の概要書【第3号様式】

④ 業務実績書【第4号様式】

⑤ 業務体制表【第5号様式】

⑥ 見積書【第6号様式】

(5) 提出書類の取扱い

① 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市は、優先交渉権者の選定事務において必要な範囲で、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

② 受付期間経過後の提出書類の差し替えは、原則として認めない。

③ 提出書類は、返却しない。

④ 提出書類の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて照会を行い、又は追加資料の提出を求めることがある。

⑤ 提出書類の作成、提出等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

⑥ 市は、提出書類に記載された個人情報については、本業務の優先交渉権者の選定のみで使用し、その他の目的には一切使用しない。

⑦ 提出書類は、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、東大和市情報公開条例(平成15年条例第22号)に基づき、非公開情報を除き公開対象とする。

9 企画提案書の作成方法

(1) 企画提案書の仕様

① プロポーザル参加に係る必要書類の提出について【第2号様式】1部

② 参加者の概要書【第3号様式】原本1部、副本7部

※副本は正本の写し。正本がカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること。また、副本は、事業者が特定される記述やロゴマーク等を削除すること。

③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※参加申込日前から3か月以内のもの

④ 企画提案書：原本1部、副本7部

仕様書の内容を踏まえ、具体的な提案を行うこと。

※体裁は原則としてA4判とし、縦横は問わないが横書きとする。A3判の資料を挿入する場合は、片面印刷でA4サイズにゼット折とする。枚数の制限はしないが、要点を簡潔にまとめて作成すること。

⑤ 業務実績書【第4号様式】原本1部、副本7部

※業務実績は契約主体（契約時に乙となるもの）の実績のみとし、関連会社の実績は含めないものとする。

⑥ 業務工程表【任意様式】原本1部、副本7部

⑦ 業務体制表【第5号様式】原本1部、副本7部

⑧ 見積書【第6号様式】原本1部、副本7部

10 審査方法

(1) 選定委員会による審査

東大和市ひきこもり実態調査業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）により、総合的に審査を行い、各参加者の順位を決め、第1位の者を優先交渉権者として、次順位の者を次点交渉権者として選定する。

(2) 第一次審査（書類審査）

提出された応募書類（企画提案書）により、委員会がすべての参加者の審査を行い、上位2者以内を第一次審査通過者として選定する。

第一次審査の審査結果は、第一次審査を受けたすべての参加者に通知する。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

審査方法は、委員会が定める基準に基づく評価点によって行う。選定は、企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングにより、総合的に審査する。

① 開催日等

実施場所：東大和市役所（予定）

実施日時：令和5年10月20日 時間未定

実施時間：企画提案の持ち時間は25分以内、審査員からの質疑応答を15分以内とし、提案事業者1社あたり40分以内とする。

② 使用機器

プレゼンテーションに必要な場合は、会場に用意するスクリーンの使用を可とする。ただし、プ

ロジクター及びパソコン等の機器は持参のこと。

(4) 審査における留意点

- ① 第一次審査及び第二次審査において、参加者が1者の場合であっても審査を行う。
- ② 第一次審査及び第二次審査において、複数の同得点者が生じた場合は、委員会の委員の合議により提案内容の総合評価を行い、順位を決定する。
- ③ 第一次審査及び第二次審査において、得点が著しく低い審査項目がある者は、第一次審査通過者又は優先交渉権者若しくは次点交渉権者として選定しないことがある。
- ④ 第一次審査及び第二次審査において、委員会の委員の採点の合計点が満点の6割(最低水準得点)に満たない場合は、第一次審査通過者又は優先交渉権者若しくは次点交渉権者として選定しない。
- ⑤ 審査は、非公開とする。
- ⑥ 審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

(5) 優先交渉権者の選定

第二次審査の結果、第1位の者を優先交渉権者として、次順位の者を次点交渉権者として選定する。

(6) 第二次審査結果の通知

第二次審査の審査結果は、第二次審査を受けたすべての参加者に通知する。

1 1 契約等

(1) 契約締結前の詳細協議

- ① 優先交渉権者は、企画提案書の内容等に基づき、随意契約に向けた諸条件について、市と詳細について協議する。
- ② 優先交渉権者は、協議が整い次第、改めて見積書を市に提出するものとする。この場合において、当該協議により対象業務が減少した場合は、対象業務の減少に伴う費用を減じた額を見積書に記載する。
- ③ この協議は優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は優先交渉権者の負担とする。

(2) 契約締結

上記(1)の協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。

なお、協議が整わない場合にあっては、次点交渉権者と協議の上、契約を締結する場合がある。また、契約締結までの間に、優先交渉権者が「4 参加資格・条件」を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失う。

1 2 その他

- (1) 企画提案に要する経費については、すべて提案者負担とする。
- (2) 提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。
- (3) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (4) 提出後の提出書類の修正又は変更は、原則として認めない。
- (5) 応募書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は受託候補者の選定活動において必要な範囲で、応募書類の内容を無償で使用できるものとする。なお、提出書類については、辞退届及び参加取消届が提出された場合以外は、いかなる理由があっても返却しない。
- (6) 市は、提出書類等に記載された個人情報、本業務の受託候補者の選定のために使用し、その他の目

的には一切使用しない。

13 担当部署

東大和市 地域福祉部 福祉推進課（市役所2階5番窓口）

住 所：〒207-8585 東京都東大和市中心3丁目930番地

電 話：042-563-2111 内線1131

メール：fukushisuishin@city.higashiyamato.lg.jp